

「竹島問題の平和的解決に向けて」

笹川平和財団特別研究員 高井 晋

はじめに

国際社会の特徴：価値観が異なる国家の並存社会

：中央集権的な機関（司法機関・立法機関・行政機関）がない

国際紛争：国家間に生じた政治経済的利害の対立や社会的人道的な対立をいう

一国内に発生した紛争で周辺国に重大な影響を及ぼす可能性があるもの

国際紛争の解決手段：強制的解決手段と平和的解決手段がある

1 国際紛争の強制的解決手段

- ・武力行使を伴う解決手段（戦争・戦争に至らない武力行使）
- ・他国の不法行為によって法益を侵害された国家の選択肢は？
 - ⇒法益回復を諦めるか自力で回復（自力救済）するかを選択
 - ⇒武力行使を選択しないで平和的解決手段に訴えることができる
 - ⇒武力行使を含む自力救済の場合は正しい武力行使か否かが判断される
 - ⇒自衛権行使の正当性の問題：たとえば尖閣諸島防衛のような場合
- ・国連の安全保障理事会の決議：国際の平和と安全を損なう事態を決定
 - ⇒国連の集団安全保障：加盟国の陸海空軍による強制措置
 - ⇒有志連合軍に対する武力行使の容認決議：有志の国連加盟国による措置

2 国際紛争の平和的解決手段

- ・武力行使を伴わない解決手段（非裁判手続き・国際裁判）
- ・国連憲章上の義務（第2条3項）
 - ⇒全ての加盟国は、自己の国際紛争を平和的解決手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないよう解決しなければならない
 - ⇒自らの紛争解決の努力を終えた後に国連安全保障理事会に紛争処理を要請
 - ⇒国際の平和と安全を損なう事態であれば非軍事的な強制措置を決定
 - ⇒国連加盟国による経済制裁措置（北朝鮮への経済制裁措置の決議）

3 紛争の平和的解決手段

- ・交渉
 - ⇒紛争解決の最も基本的な手段
 - ⇒これにより解決できなかった紛争が非裁判手続き又は裁判手続きに付される
- ・非裁判手続き：当事国を法的に拘束しない手段
 - ⇒周旋：第三者が当事者間の外交を側面から促進させる手段

- ⇒仲介：影響力を有する第三者（国連事務総長・ローマ法王）が紛争解決案を提示
- ⇒審査：中立的な審査委員会が紛争の事実関係だけを報告することとどまる
- ⇒調停：国際調停委員会があらゆる局面から紛争を検討し解決案を提示する
- ・裁判手続き：第三者の権威に基づく国際裁判の判決は当事者を法的に拘束する
 - ：双方の紛争当事国が合意した場合だけ裁判ができる
 - ：当事国の主張を証拠として提出された書面に基づいて審理する
- ⇒仲裁裁判：紛争当事者間の仲裁付託契約に基づいて仲裁裁判所を設置する
 - ：常設仲裁裁判所に登録する裁判官（仲裁人）を選び場所を決定する
 - ：条約で義務化することもある⇒南シナ海仲裁裁判（2016年）
- ⇒司法的解決：オランダのハーグにある国際司法裁判所（ICJ）で行なわれる裁判
 - ：争点は国際法に基づいて15人の裁判官により審理される

4 国際裁判の先例

- ・パルマス（ミアンガス）島事件（アメリカ対オランダ）（1928年常設仲裁裁判所判決）
 - ⇒1898年のパリ条約の発効日を「決定的期日」とし、それ以前の領有を審理した
 - ⇒発見は未成熟の権原であり、アメリカの隣接性に基づく権原の主張を否定した
 - ⇒オランダは平穏かつ長期にわたる実効的支配により領有権を獲得した
 - ⇒先占（無主地・領有意思・実効的支配）の要件をはじめて示した国際判例
- ・マンキューエ・エクレオ島事件（イギリス対フランス）（1953年国際司法裁判所判決）
 - ⇒どちらの国が信憑性のある権原に関する証拠を提出したかが重要である
 - ⇒歴史的論争における間接的な推定ではなく、占有に直接関係する証拠が必要
 - ⇒イギリスによる社会的占有（司法権・行政権・立法権の行使）が認められた

5 竹島問題と平和的解決

- ・韓国側の主張
 - ⇒カイロ宣言・ポツダム宣言・SCAPIN667などから、対日平和条約で放棄した
 - ⇒古文書の中に記載する于山島が獨島であり獨島は歴史的に韓国の領土である
 - ⇒太政官指令（竹島外一島）などでも鬱陵島と獨島が韓国領土であることは明らか
 - ⇒「大韓帝国勅令第41号」（1900年）は獨島を鬱陵郡の管轄下においている
 - ⇒日本の「島根県告示」による一連の領土編入措置は国際法に違反している
- ・日本側の反論
 - ⇒SCAPIN667には連合国による日本領土の範囲の最終決定ではないと書いてある
 - ⇒韓国の古文書には于山島・武陵島・鬱陵島の記載はあるが獨島の記述はない
 - ⇒竹島とも呼ばれる鬱陵島は日本と無関係なので開墾する必要はないとする指令
 - ⇒「勅令第41号」に鬱陵島・竹島・石島の記述はあるが獨島との関係の説明がない
 - ⇒江戸・明治政府は竹島を日本領と認識しており領土編入措置は形式的要件である

おわりに：竹島問題の平和的解決に向けて

- ・今日の国際社会においては武力行使による解決という選択肢はない
⇒日本は憲法上の制約がある：国際紛争は武力行使で解決しない（第9条）
⇒国連加盟国であり紛争の平和的解決は国連憲章上の義務である
- ・外交交渉の継続
⇒常に韓国との友好関係を維持しながら領有権を主張し続ける
⇒領有主張（論文など）に対する国際法の観点からの反駁の必要性とその努力
⇒国際裁判による解決を目指す

パルマス島事件



マンキェ・エクレオ島事件

